

太田市一般型一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に必要とされる支援を行うため、太田市長から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けた保育所、幼稚園、認定こども園その他市長が必要と認める場所（以下「保育所等」という。）において実施する一般型一時預かり事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 この要綱は、保育所等において、児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業のうち「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に規定する一般型の一時預かり事業（以下「一般型一時預かり事業」という。）に適用する。

(実施主体)

第3条 一般型一時預かり事業の実施主体は、太田市とする。

2 市長は、一般型一時預かり事業を市長が認めた者に、委託することができる。

(事業内容及び対象児童)

第4条 保育所等において実施する一般型一時預かり事業の内容は次のとおりとし、2事業を併せて実施するものとする。

- (1) 非定型的保育サービス事業（保護者の労働、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービスを行う事業をいう。）
- (2) 緊急保育サービス（保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により、緊急又は一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービスを行う事業をいう。）

2 一般型一時預かり事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）

は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による措置の対象とならない市内に居住する生後10ヶ月以上の乳幼児で保育所等を利用していないものとする。ただし、保育所等の長（以下「施設長」という。）が認める場合は、この限りでない。

（保育期間）

第5条 一般型一時預かり事業の保育期間は、1か月につき14日以内とする。ただし、施設長が必要と認めた場合は、保育期間を延長することができるものとする。

（事業の実施日）

第6条 一般型一時預かり事業の実施日は、原則として保育所等の開所日と同一とする。ただし、地域の状況や当該事業の利用状況等の理由により、一般型一時預かり事業を実施しても利用が見込めない等の場合は、一般型一時預かり事業の実施を要しない日を設けることができる。

（保育時間）

第7条 一般型一時預かり事業の保育時間については、午前9時から午後5時までの間とする。

2 施設長は、保護者の労働時間その他家族の状況を考慮して、保育所等での保育時間の範囲内に限り、保育時間を変更できるものとする。

（留意事項）

第8条 一般型一時預かり事業については、児童福祉法第34条の13及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号に掲げる基準を遵守し実施するものとする。

（経理の取扱い）

第9条 施設長は、一般型一時預かり事業に係る経理区分と他の事業に係る経理区分を分けて管理しなければならない。

（利用定員等）

第10条 施設長は、あらかじめ保育所等における一般型一時預かり事業に係る利用定員を定めなければならない。ただし、施設長が必要と認める場合は、当該利用定員を超えて一般型一時預かり事業を利用させることができる。

（児童及び家庭の状況等の把握）

第11条 施設長は、安全で安心な保育を提供するために必要な限りにおいて、児童及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 保護者は、保育所等が保育を実施する上で必要となる児童及び家庭の状況等について、事前に施設長に情報提供するよう努めるものとする。
(利用申請等)

第12条 保護者は、一般型一時預かり事業を利用しようとするときは、あらかじめ施設長に申請しなければならない。
(利用の可否の決定)

第13条 施設長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査の上利用の可否を決定し、保護者に通知しなければならない。
(利用の辞退)

第14条 一般型一時預かり事業を利用する保護者（以下「利用者」という。）は、前条の決定の後に当該決定に係る一般型一時預かり事業の利用を辞退しようとするときは、速やかに施設長にその旨を連絡しなければならない。
(利用者負担等)

第15条 施設長は、一般型一時預かり事業の実施に必要な経費の一部について利用料として利用者に負担させることができる。

2 前項の利用料の額については、あらかじめ施設長が別表を基準に定め、利用者に書面により説明するものとする。

3 施設長は、利用料以外の給食、おやつ等に係る実費負担を徴収しようとする場合は、あらかじめ当該実費負担について定め、利用者に書面により説明しなければならない。

4 施設長は、利用日数等に基づいて利用料を決定し、利用者に通知するものとする。

5 利用者は、前項により通知を受けたときは、速やかにこれを支払わなければならない。
(利用の解除)

第16条 施設長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、一般型一時預かり事業の利用を取り消すことができる。

(1) 対象児童としての要件を満たさなくなった場合

- (2) 虚偽の申請又は不正な手続により、利用の決定を受けた場合
- (3) その他やむを得ない事情により一般型一時預かり事業の利用を継続させることが困難と認められる場合

(個人情報保護)

第17条 施設長は、一般型一時預かり事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らしてはならない。なお、一般型一時預かり事業廃止後も同様とする。

(利用者及びその児童の記録の整備並びに関係書類の保存)

第18条 施設長は、一般型一時預かり事業による保育サービスを提供した際には、利用者及びその児童の記録を整備し、利用者が一般型一時預かり事業を利用する事由、利用する日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

2 施設長は、本要綱に基づき作成し、又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、一般型一時預かり事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第15条関係）

一般型一時預かり事業利用料

利用者の区分			児童1人当たりの利用料	
			4時間以内	4時間超
生活保護世帯及び市長が特に認めた世帯			0円	0円
上記以外	太田市内在住	児童が3歳未満	1,250円	2,500円
		児童が3歳以上	900円	1,800円
	太田市外在住	児童が3歳未満	1,750円	3,500円
		児童が3歳以上	1,400円	2,800円